

一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会

治験登録医制度 2018 年 認定<更新>申請要項

治験登録医、創薬・育薬認定師とも、5年毎に認定の更新が必要です。留学等で手続きが難しい場合、その旨を事前に申請してください。(細則第8条(4)、第10条(4))

- I. 申請受付種目 治験登録医、創薬・育薬認定師の認定更新
- II. 更新申請受付締切 2018年12月21日(金)必着
- III. 申請方法 以下に従って必要書類を提出してください。

1. 治験登録医認定更新申請

◇ 治験登録医は5年毎に認定の更新が必要です。(規則第13条)

治験登録医認定を更新するには、次の手続きが必要です。

- 1) 治験登録医認定更新申請書(様式4)に取得した単位を証する書類を添付して臨床試験教育委員会に提出してください。(細則第8条(3))

様式はホームページからダウンロード出来ます。<http://www.jscnp.org/chiken/index.html>

- 2) 更新手数料10,000円の銀行振込の控え(利用明細票の写し)を添付してください。

- 3) 5年間に取得すべき単位数は20単位以上です。

- ・申請に必要な学術活動などに関する項目と単位数は下記のとおりです。
- ・論文とは原著、著書、総説(ミニレビューは除く)および症例報告です。外国語でも日本語でも可。(海外文献の翻訳、座談会や口演記録、国や財団などへの研究報告書などは対象外。)

本学会学術集会参加:	1単位(各学会毎)
臨床試験-倫理教育セミナー受講: (旧 治験教育セミナー、旧 臨床試験教育セミナー)	4単位(各セミナー毎)
治験責任医師としての治験実施:	4単位(各症例毎)
治験分担医師としての治験実施:	2単位(各症例毎)
精神症状評定評価者トレーニングの講師:	8単位(各回毎)
治験の医学専門家:	10単位(各プロトコル毎)
臨床試験に関する専門誌への論文掲載 筆頭者:	4単位(各論文毎)
臨床試験に関する専門誌への論文掲載 共著者:	2単位(各論文毎)

*各添付書類については、様式の記載を確認してください。

2. 創薬・育薬認定師認定更新申請

◇ 創薬・育薬認定師は5年毎に認定の更新が必要です。(規則第21条)

創薬・育薬認定師の認定を更新するには、次の手続きが必要です。

- 1) 創薬・育薬認定師更新申請書(様式7)に取得した単位を証する書類を添付して臨床試験教育委員会

に提出してください。(細則第 10 条 (3))

様式はホームページからダウンロード出来ます。http://www.jscnp.org/chiken/index.html

2) 更新手数料 8,000 円の銀行振込の控え(利用明細票の写し)を添付してください。

3) 5 年間に取得すべき単位数は 20 単位以上です。

・申請に必要な学術活動などに関する項目と単位数は下記のとおりです。

・論文とは原著、著書、総説(ミニレビューは除く)および症例報告です。外国語でも日本語でも可。

(海外文献の翻訳、座談会や口演記録、国や財団などへの研究報告書などは対象外。)

本学会学術集会参加：	1 単位 (各学会毎)
臨床試験-倫理教育セミナー受講： (旧 治験教育セミナー、旧 臨床試験教育セミナー)	4 単位 (各セミナー毎)
モニターとしての治験実施：	2 単位 (各症例毎)
監査担当者としての治験実施：	2 単位 (各症例毎)
精神症状評定評価者トレーニングの実施：	4 単位 (各回毎)
向精神薬適正使用に関する学術集会の開催：	4 単位 (各学術集会毎)
臨床試験に関する専門誌への論文掲載 筆頭者：	4 単位 (各論文毎)
臨床試験に関する専門誌への論文掲載 共著者：	2 単位 (各論文毎)

*各添付書類については、様式の記載を確認してください。

IV. 審査と認定

提出された申請書類に基づいた臨床試験教育委員会の審査に合格したものが本学会に推薦され、本学会理事長が認定します。

*2019 年 1 月 1 日付け(認定期間 5 年)で認定証と登録証が交付されます。

V. 申請にあたっての留意点

申請に際し得られた個人情報、本制度の運営のためのみに利用します。但し、日本臨床精神神経薬理学会会員データベースにも反映させます。

また本制度規則第 11 条および 第 19 条に基づき、治験登録医および創薬・育薬認定師の氏名は、総会、会報および学会ホームページ等で公示されます。

VI. 更新手数料振込先

(治験登録医更新手数料：10,000 円)

(創薬・育薬認定師更新手数料：8,000 円)

銀行/支店名：三菱 UFJ 銀行 / 六本木支店 (店番：0 4 5)

口座番号：0 1 0 6 1 4 0 (普通預金)

名 義：日本臨床精神神経薬理学会治験登録医制度

VII. 申請書類等の提出先、問い合わせ先

一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会 臨床試験教育委員会 事務局

〒102-0075 東京都千代田区三番町2 三番町KSビル (株)コンベンションリンクージ内

TEL : 03-3263-8697 / FAX : 03-3263-8687 / E-mail : jscnp@secretariat.ne.jp

(2018. 4. 1)